

工場立地法における敷地外緑地等に関する基準

制定 令和6年（2024年）3月28日市長決裁

工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）運用例規集2-2-3②（以下「例規②」という。）に規定される「当該工場等の設置場所を管轄する市町村長の定める基準」及び同規定に基づく取扱いについて、以下のとおり定める。

1 当該工場等の設置場所を管轄する市町村長の定める基準について

例規②における「当該工場等の設置場所を管轄する市町村長の定める基準」は、次のとおりとする。

- (1) 特定工場の敷地外に整備する緑地又は環境施設（以下、「緑地等」という。）は、本市内において状況の把握や行き来が容易であり、維持管理が可能な範囲に確保すること。
- (2) (1)の場合においても、特定工場の敷地内に法に定める工場立地に関する準則（以下、「準則」という。）を満たす面積の100分の75以上の緑地等を確保すること。

2 例規②に基づく取扱いについて

1の基準を踏まえた例規②に基づく取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 現に設置されている工場等とは、現に設置されている特定工場又は現に設置されている工場で特定工場の要件を満たさないものが増改築等で新たに特定工場となる工場（以下、「対象工場」という。）とする。
- (2) 準則に適合するために必要な緑地等を敷地内に確保できない場合とは、対象工場が立地する同一敷地内に未利用部分（生産施設、緑地等、その他（駐車場、倉庫、資材置き場等）に利用されていない部分）がない場合とする。
- (3) 対象工場の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされる場合とは、次に掲げる条件を満たす場合とする。
 - ア 緑地等は、法に定める規模及び形態を満たすものであること。ただし、重複緑地は不可とする。
 - イ 緑地等の整備や管理に要する経費は、対象工場の設置者がその全額を負担するものであること。
 - ウ 敷地外緑地等を設置しようとする地域に適用される他の各種法令（例：都市計画法、環境条例、森林法、農振法等）の基準等が満たされていること。他法令の許認可を必要とする開発・転用等の各種行為は、事前に担当課との協議・確認を行うこと。
 - エ 借地に敷地外緑地等を整備する場合は、借地に係る契約期間が概ね10年以上である等、緑地等が概ね10年以上継続して存続する見込みであって、かつ、緑地等が適切に管理されるものであること。
 - オ 以下の算式により求められる緑地面積率及び緑地等（環境施設）面積率が準則を満たしていること。なお、複数の敷地外緑地等を算入することを認めるものとする。

$$\text{緑地面積率} = \frac{\text{対象工場の敷地内緑地面積} + \text{敷地外緑地面積}}{\text{対象工場の敷地面積} + \text{敷地外緑地等面積}}$$

$$\text{緑地等面積率} = \frac{\text{対象工場の敷地内緑地等面積} + \text{敷地外緑地等面積}}{\text{対象工場の敷地面積} + \text{敷地外緑地等面積}}$$

※生産施設面積率の算定には、敷地外緑地等の面積は含めないものとする。

ただし、対象工場の敷地内に準則を満たす面積の100分の75以上の緑地等を確保することとし、次の算式により求められる面積の緑地等を確保すること。

敷地内に整備すべき緑地等の面積：

$$\text{特定工場の敷地面積} \times \text{準則を満たす緑地等面積率} \times (75 / 100)$$

- (4) 当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合とは、当該敷地外緑地等が、本市内において状況の把握や行き来が容易であり、維持管理が可能な範囲に整備する場合とする。
- (5) 例規②の適用を求める場合、別紙2-A、様式3-A及び4-Aの書類を添付の上、特定工場に係る変更について届け出を行うこととする。

附 則

この基準は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

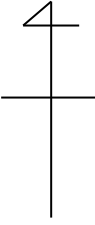
別紙 2 - A

敷地外緑地等における緑地及び環境施設の面積

1 緑地及び環境施設の面積

緑 地 の 名 称	施設番号	面 積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
緑 地 面 積 の 合 計				
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面 積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
緑地以外の環境施設の面積の合計				
環 境 施 設 の 面 積 の 合 計				

敷地外緑地等用地利用状況説明書

敷地外緑地等合計面積 ㎡	うち自己所有地 ㎡	敷地外緑地等用地利用状況説明図	敷地外緑地等の用に供する土地の 説明
			
縮尺 1 /			

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 敷地外緑地等の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
- 3 敷地外緑地等用地利用状況説明図には、当該敷地外緑地等の周辺 2 km 程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工場用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

様式4-A

敷地外緑地等の新設等のための工事の日程

年月		工 事 の 日 程									
		年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月
工事の種類											
造成（埋立）工事											
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										

備考1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。

また、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。

- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
- 3 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。